

意見書

定例会最終日に、掲載の意見書を原案のとおり可決しました。なお、可決した意見書は、関係機関に送付しました。

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書

政府においては、平成29年4月、消費税10%への引き上げと同時に、軽減税率制度の導入を決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めての複数税率の導入となるものであり、流通段階の川上から川下に至る多くの事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度の導入までの間は現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため相談体制の整備など事業者に対するサポート体制を整備することが急務と考える。

ついでに、政府において平成27年度予備費や補正予算を活用の上、下記の事項に早急に取り組みよう強く要請する。

1 中小企業・小規模事業者等
記
に対して複数税率に対応する

レジの導入支援を行うこととされているが、必要な財源を確保の上、補助を希望するすべての事業者に対して実施すること

2 電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うとともに、費用が高額となる場合は低利融資など必要な支援を行うこと

3 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小企業・小規模事業者等の理解を深めるため講習会の開催や相談窓口の設置など積極的な取り組みを行うこと。この場合、巡回指導や専門家の派遣などアウトリーチによるサポート体制を構築すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

埼玉県八潮市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

用語 意見書とは

地方公共団体の公益に関する事件について議会の意思を意見にまとめたものです。

議会の詳細は「ホームページ」でご覧になれます。

議案の審議状況や市政に関する一般質問等の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.city.yashio.lg.jp/gikai/>

議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会は、どなたでも傍聴することが出来ます。定例会は年4回開かれます。傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

●本会議の傍聴

一般席の傍聴人の定員は42人です。傍聴を希望される方は、傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

定員を超えた場合、入場を一時お待ちいただくことがあります。

●委員会の傍聴

委員会を傍聴できる人数は10人までです。なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。



議場の傍聴席

●傍聴する際の注意事項

傍聴する際は、騒ぎ立ててはいけません。傍聴規則を守りましょう。

傍聴する方は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影または録音等を行うことができません。

携帯電話、スマートフォン
の電源はお切りください。

【平成28年1回定例会の傍聴者数80名】

議員からの寄附は、罰則をぜひ禁止をうまわす!!

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

「贈らない」「求めない」「受け取らない」の「三ない運動」を徹底しましょう！
なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・香典があります。
市民の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

<p>卒業祝、入学祝</p>	<p>町内会の集いや旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ</p>	<p>禁止されている寄附(例)</p> <p>これらの行為は全て禁止です!</p>	<p>地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ</p>	<p>祭りへの寄附や差し入れ</p>
<p>葬式の花輪、供花</p>	<p>議員の代理で出席する場合の結婚祝・香典</p>	<p>病氣見舞い</p>	<p>落成式・開店祝の花輪</p>	<p>お歳暮・お中元</p>